

全量検査で安全を担保されている米は出荷を認めよ！

— 被災地に寄りそった心の通う政治を —

自由民主党福島県第二選挙区支部長
根本 匠

1、国の出荷規制と福島県の上乗せ規制の矛盾

○福島県においては米の出荷について国の指示により緊急時モニタリング検査を実施
(資料①)

- ・旧市町村単位で抽出検査（1点/k㎡など）を実施。
- ・スクリーニング検査によりスクリーニングレベル以下（70～80B q/kg）、スクリーニングレベルを超えても詳細検査により 100B q 以下なら旧市町村単位で出荷自粛を解除。
- ・100B q/kg超のものが出れば旧市町村単位で出荷制限が指示され、①地域の全量把握（管理計画と生産管理台帳による全量把握）、②前袋検査の実施を条件に、出荷制限を解除。

○「緊急時モニタリング検査」は国の指示により福島県を含む宮城県、茨城県、栃木県、群馬県も実施

○福島県においては他県と異なり、県の独自の施策として、抽出検査を超える悉皆検査すなわち全量全袋検査を実施、国の指示による対象検体の抽出検査と同時に全量検査

○しかし、県独自の全量全袋検査により安全が担保されている米にもかかわらず、国の仕組みとして、旧市町村単位で抽出検査のすべてが完了しなければ出荷の自粛は解除されない

○問題点の本質は、国の仕組みと県の独自の制度に整合性を欠く、制度上の矛盾、不合理にある。

2、出荷規制の問題点

○検査済みの米が出荷できないことにより次のような大問題が生じ、地域農業に大きな打撃を与えている。

- ①農協に出荷している農家は「仮払い」されているので直接の支障は少ないが、農協は人気の中通りのコシヒカリが12月迄出荷できない地域もあり、地域間競争に影響
- ②直接取引している農家は、イ)取引先からの「仮払い」はない、ロ)出荷時期の遅れにより取引先を失う。ハ)値段が下がるなど大きな被害を被る。
- ③9月末から出荷できる新米が、12月まで出荷が遅れれば、新米としての価値を失う。
- ④全袋検査は農家にとっても余計な負担をしいられているにもかかわらず、全袋検査をして安全が確認されているのに、なぜ出荷できないのか、農業者は到底全く理解できない。不平、不満が高まっている。
- ⑤一番の問題は、ただでさえ風評被害に苦しんでいる、額に汗して働いている農業者が、営農意欲を失うことだ。

3、被災地に寄りそった心の通う制度運用を認めよ

(1) 福島県に特例を適用し、全量全袋検査で安全性を担保されている「その他」地域の米について出荷自粛を段階的に解除すべきだ。

○県の行う全量全袋検査は国の緊急時モニタリング検査に付加する上乘せ規制

○全量全袋検査は緊急時モニタリング検査による抽出検体の検査と同時に実施されており、旧市町村単位で自粛の解除の可否を決定する前段階で実施。この点が他県とまったく異なる。

○福島県においては、他県と異なり抽出検査と同時に全量全袋検査を実施していることに着目し、全量全袋検査で安全が担保された米について、段階的自粛解除を認めることが合理的。

○緊急モニタリング検査（国の指示）と福島県独自の全量全袋検査を、制度上別建ての制度として取り扱うのではなく、一体的手続きとして包括的な運用をすべきだ（資料②）。

（２）「その他」地域と「事前出荷制限区域」との逆転現象

○本宮市においては「事前出荷制限区域」と「その他」地域が併存している。

「事前出荷制限区域」は「地域の全量把握（生産管理台帳整備）」をすでに行っているため、全量検査をすればすぐに出荷できるのに対し、「その他」地域は抽出検査を全て終わらなければ、出荷できない。

同じ本宮市内で「事前出荷制限区域」とのアンバランスを生ずるという判断で、「その他」地域についても、全量全袋検査した米を即出荷できるよう、「地域の全量把握（生産管理台帳整備）」措置を講じた。

○これに対して、前年（平成 23 年）のモニタリング検査でほとんどが基準値以下であった本宮市に隣接する大玉村、郡山市には「事前出荷制限区域」は存在せず、すべて「その他」地域。

「その他」地域だったために、逆に全量全袋検査で安全が担保された米にもかかわらず、抽出検査が地域全域で全て終わらなければ出荷できない。

「事前出荷制限区域」と「その他」地域の逆転現象。「出荷制限地域」と「出荷自粛地域」の逆転現象が生じている。制度が矛盾していないか。

（３）不合理な行政ルールは、改める

○厚生労働省が所管する食品衛生法の規制の目的は、あくまで 100Bq/kg 超の米を出荷させないこと。福島県が独自に導入した全量全袋検査により安全を担保されれば、法律上は目的を達するはずだ。

○行政の定めたルールはあくまで行政の立場のルールであって、現場で額に汗する農業者の立場に立っていない。農業者は取引先を失う、新米が出荷できない、値段が下がるなど、風評被害に加え、不合理な行政ルールにより、大きなダメージを受けている。

政治と行政は違う。行政はいったん決めたルールは途中で変更できない。

しかし、国民の心に寄りそって国を動かすのが政治だ。

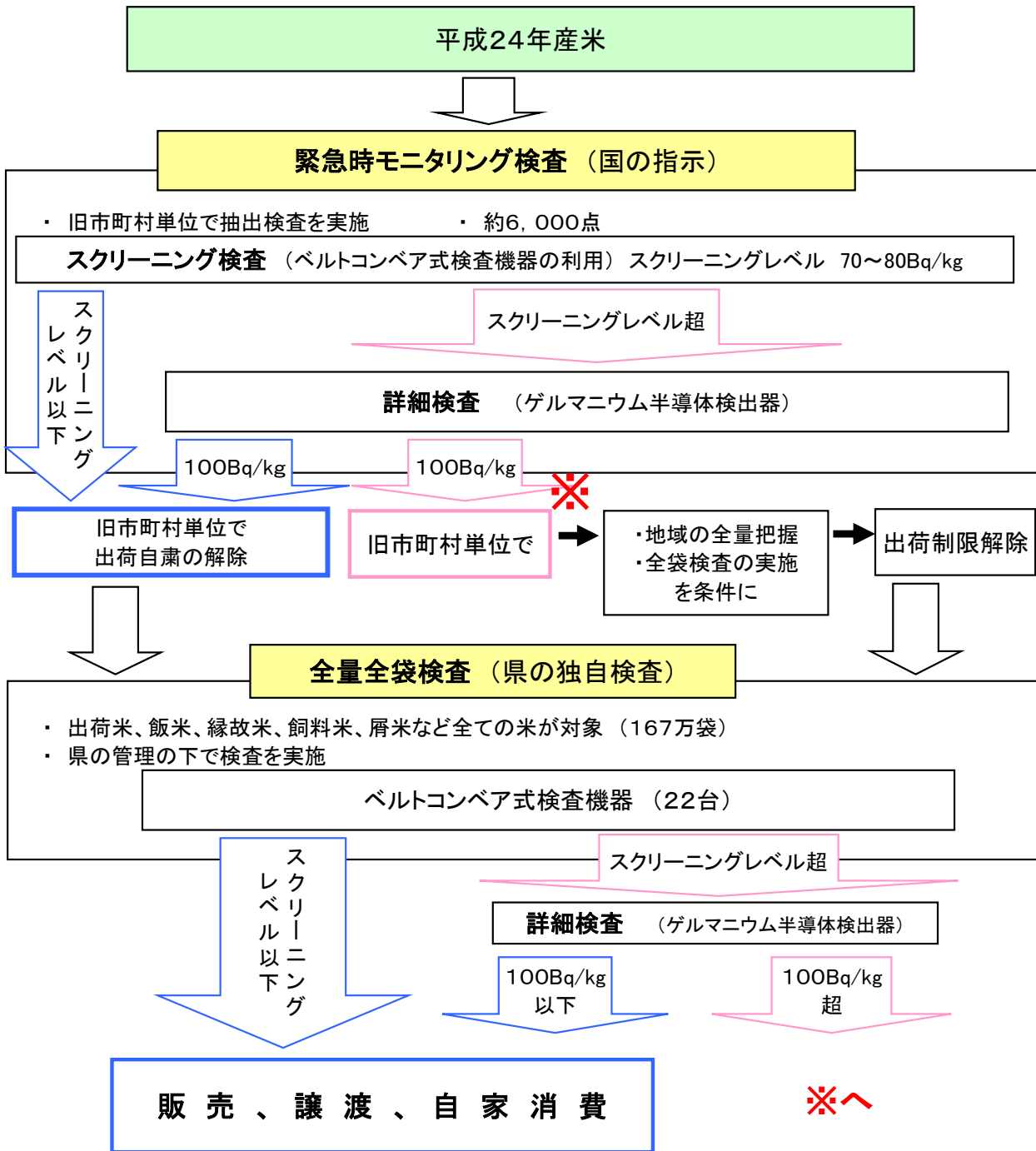
4、段階的自粛解除の考え方

一面の規制と個の規制の行政目的をふまえた運用の改革

- 「その他」地域は、面に着目し、サンプリング検査により面の安全性を確認するもの。
一方で、全袋検査はコメの袋、一袋一袋の個に着目し、個を規制するもの。食品衛生法の目的からすれば、面の規制より、法目的を100パーセントクリア。
- しかも、「その他」地域は、あくまで出荷自粛地域。自粛とは協力要請、出荷制限ではない。
- 面の規制と個の規制との整合性を担保した運用ルールをどう考えるか。
- 面の規制と点の規制のそれぞれの目的と、あくまで出荷自粛を要請しているという「その他」地域のそもそもの性格を考慮すれば、
 - ①全量全袋検査は、個々の出荷を規制している点に着目し、検査をクリアしたコメについて段階的、部分的に解除。(地域を熟知する市町村長の申し出を条件にしてもよい。)
 - ②抽出検査のすべてが終了した時点で自粛を全面解除。問題のなかった地域は、緊急モニタリング検査対象地域から除外。規制対象地域から地域規制のない一般の地域へ。全量全袋検査を継続するか否かについては、状況により対応を考える。
- 来年度の制度見直しを想定した上でも、このルールが合理的。

平成24年産米の全量全袋検査について(資料①)

検査の流れ

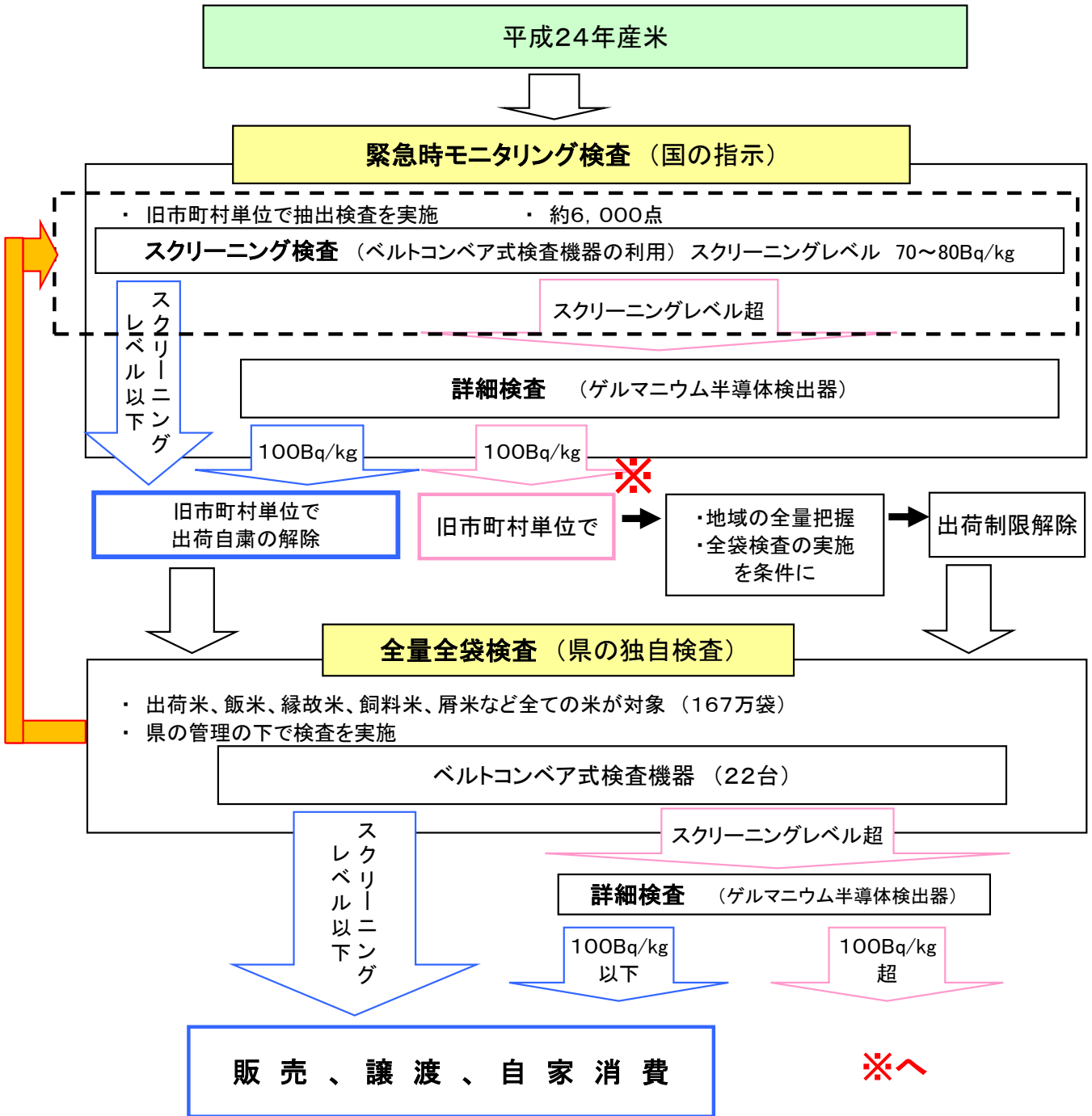


本市の検査体制 (こおりやまの恵み安全対策協議会を中心に検査を推進)

検査実施主体	導入台数	設置場所	備考
郡山市農業協同組合	12台	田村総合支店倉庫 他9カ所	島津製作所
福島県農産物検査機関協議会	10台	(株)日本アクセス郡山支店 他6カ所	三菱重工
計	22台	17カ所	

平成24年産米の全量全袋検査について(資料②) —実態に即した制度運用を—

検査の流れ



本市の検査体制 (こおりやまの恵み安全対策協議会を中心に検査を推進)

検査実施主体	導入台数	設置場所	備考
郡山市農業協同組合	12台	田村総合支店倉庫 他9カ所	島津製作所
福島県農産物検査機関協議会	10台	(株)日本アクセス郡山支店 他6カ所	三菱重工
計	22台	17カ所	